

## 古賀市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 古賀市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 10 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和44年度供用開始(49年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法非適用 (平成31年度地方公営企業法全部適用予定)
処理区域内人口密度	51.8人/h a	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し(単独公共下水道)
処 理 区 数	1処理区 古賀処理区		
処 理 場 数	1箇所 古賀水再生センター(昭和53年度供用開始)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方

下水道使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高く設定する累進制をとる体系があります。本市は従量制(16m<sup>3</sup>基本水量あり)の累進使用料制です。

改定前 (税抜)

基本使用料	超過使用料		
	摘要	汚水量	料金
16m <sup>3</sup> まで 2,000円	17 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	110円
	21 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	135円
	41 m <sup>3</sup> から 60 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	160円
	61 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	170円
	101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	180円
	201 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	195円
	1,001 m <sup>3</sup> から 2,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	200円
2,001 m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> ごとに	205円	

現行(平成30年10月1日改定) (税抜)

基本使用料	超過使用料		
	摘要	汚水量	料金
16m <sup>3</sup> まで 2,156円	17 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	119円
	21 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	145円
	41 m <sup>3</sup> から 60 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	172円
	61 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	183円
	101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	194円
	201 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	210円
	1,001 m <sup>3</sup> から 2,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ごとに	216円
	2,001 m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> ごとに	221円

量水器の設置がない井戸水使用の場合は古賀市下水道条例施行規則第36条による認定水量を基に使用料を算定しています。

古賀市下水道条例施行規則第36条(1ヶ月)

用途 / 世帯 人員	家庭用 雑排水	水洗 トイレ	風呂	認定 水量 1か月	2か月(税込)		
					認定 水量 2か月	改定前	現行 (平成30年 10月1日改 定)
1人	5m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup>	1戸につき 4m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	2,630円	2,840円
2人	8m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup>		13m <sup>3</sup>	26m <sup>3</sup>	3,510円	3,780円
3人	12m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>		18m <sup>3</sup>	36m <sup>3</sup>	4,960円	5,340円
4人	14m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>		22m <sup>3</sup>	44m <sup>3</sup>	6,240円	6,710円
5人	16m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>		25m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	7,270円	7,830円
6人	25m <sup>3</sup> に、5人を超えて1人増えるご			27m <sup>3</sup>	54m <sup>3</sup>	7,970円	8,570円
7人	とに2m <sup>3</sup> を加算して得た量			29m <sup>3</sup>	58m <sup>3</sup>	8,660円	9,310円

業務用使用料体系の概要・考え方

一般家庭用使用料体系と同様です。

その他の使用料体系の概要・考え方

浴場汚水(一般の公衆浴場営業の用に供した汚水)については、汚水量1m<sup>3</sup>ごとに40円です。

条例上の使用料\*2  
(20m<sup>3</sup>あたり)  
※過去3年度分を記載

平成27年度	2,630	円
平成28年度	2,630	円
平成29年度	2,630	円

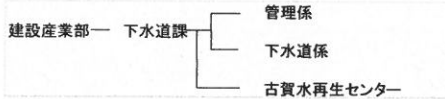
実質的な使用料\*3  
(20m<sup>3</sup>あたり)  
※過去3年度分を記載

平成27年度	3,202	円
平成28年度	3,340	円
平成29年度	3,299	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	平成30年4月1日現在、下水道課長以下14名で構成されています。 内訳としては、主に公共下水道・農業集落排水施設使用料及び受益者負担金分担金に関することや特別会計の予算・決算業務を行う管理係に5名、主に公共下水道(汚水・雨水施設)及び農業集落排水施設の整備、維持管理に関する業務を行う下水道係に7名、古賀水再生センターの施設管理として場長を配置しています。
事業運営組織	<p>(平成30年4月1日現在の組織構成)</p>  <pre> graph LR     A[建設産業部 下水道課] --- B[管理係]     A --- C[下水道係]     A --- D[古賀水再生センター]     </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	古賀水再生センター・西部ポンプ場・千島中継ポンプ場・第4工業団地貯留槽・マンホールポンプの運転管理業務、消防施設保守点検、工業計器保守点検、水質検査等、電気保安管理、ゴミ・砂処分、汚泥運搬等の業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません
	ウ PPP・PFI	該当がありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	古賀水再生センター(終末処理場)にて、汚泥処理時に発生するメタンガスを利用した消化ガス発電事業を検討しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙に添付する「平成28年度経営分析表」のとおりです。



# 経営比較分析表（平成28年度決算）

福岡県 古賀市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	面積(km <sup>2</sup> )	人口(k人)	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置	42.07	58,499	1,390.52
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金(円)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口(人)	処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	85.22	73.89	2,770	9.62	49,890	5,186.07	

## グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成28年度全国平均

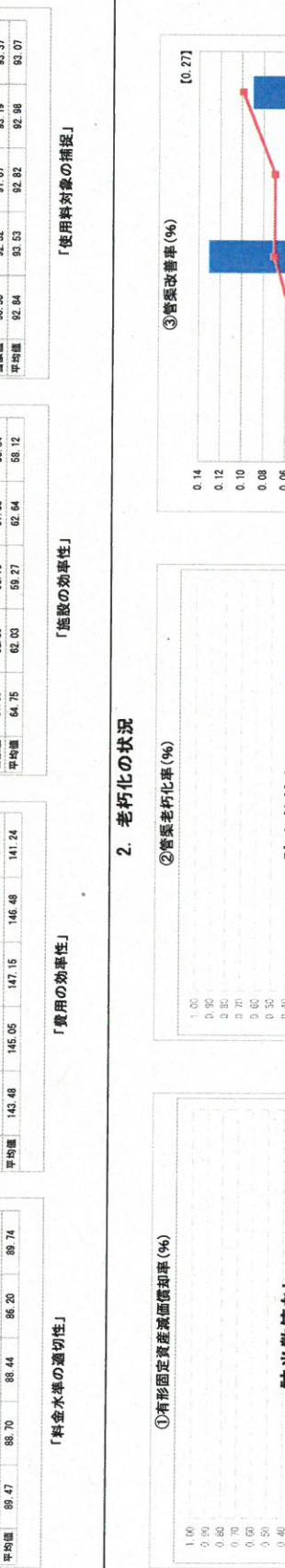
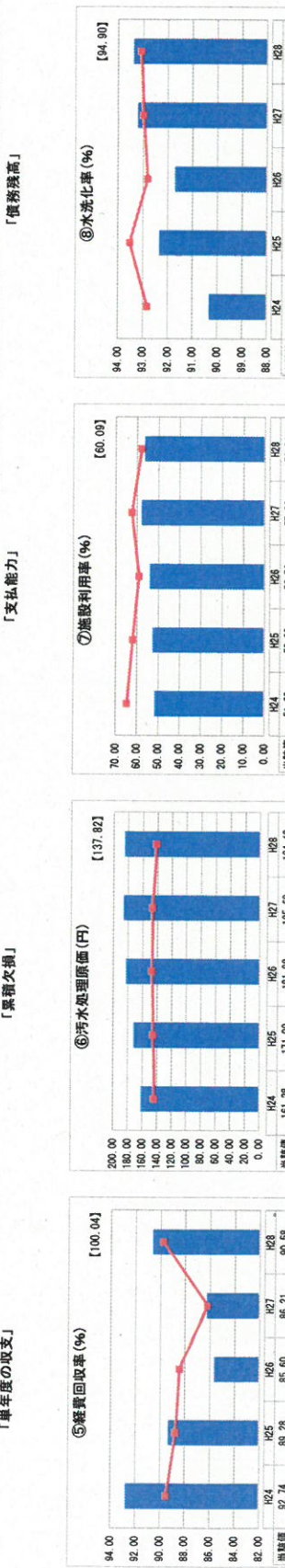
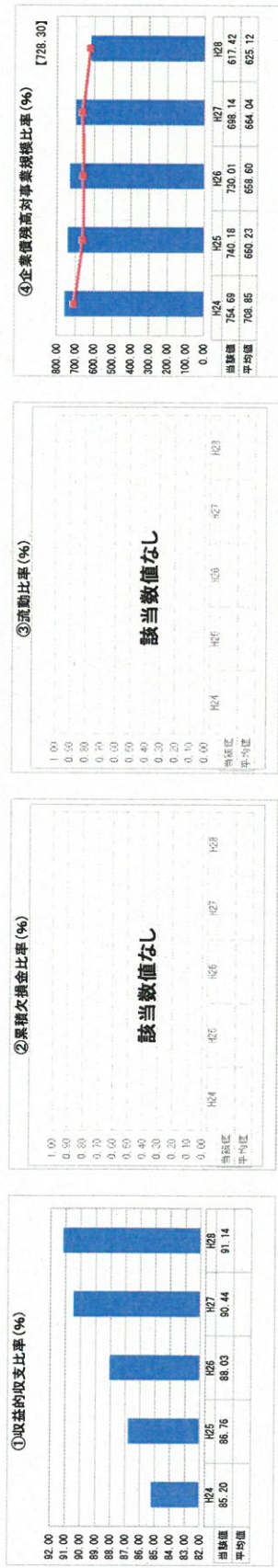
## 分析概

1. 経営の健全性・効率性について  
 収益的収支比率については、毎年増加している。今後数年間は地方債償還のピークであり、償還については増ばない又は下がっていく傾向にあることから、比率は100%に近づいていくと思われる。また、平成27年度に実施した使用料の増額改定による収入の増により、類似団体と比較しても増えた経費回収率も向上し、改善傾向にある。今後においては、汚水処理区等の拡大を予定しており、それに伴って段階的に施設利用率、水流化率の上昇が見込まれる。

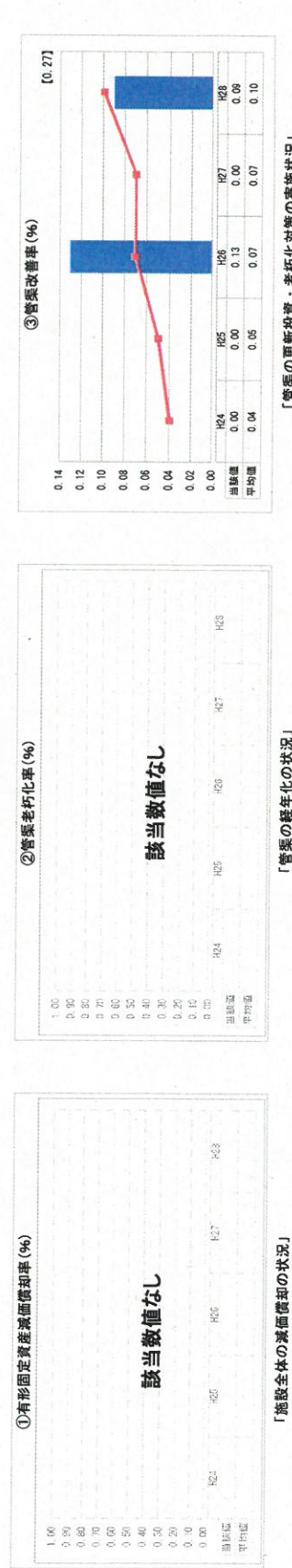
2. 老朽化の状況について  
 事業初期に整備した古賀水再生センターや管路施設に関しては築開始から40年以上が経過しており施設の老朽化対策が不可欠となっている。平成29年度中にスニートメンテナンス計画を策定を行うことに基づき優先順位を考慮した対策を行い、改築事業費の増減にも繋がることが期待される。

全体総括  
 施設の老朽化等に伴う改築更新費の増大は大きな課題であるが、接続促進による収入の増加、経営改善による支出の削減に努める必要がある。平成31年度からの企業会計移行により、経営状況と財政状況を明確化し、下水道事業の経営基盤強化と持続可能な運営を目指す。

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成24年度から平成28年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

市民の生活環境の確保と公共水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、市全域への水洗化拡大を図ります。また、既存下水道施設の機能維持による安定的な処理を行うため、老朽施設等について計画的な改築・更新に取り組み、公共水域の水質の維持に努めます。

### ・下水道施設の整備

古賀水再生センター(終末処理場)の供用開始から40年が経過しようとしており、管渠においても古いもので40年以上が経過しているため、機械等の不具合による下水汚泥処理機能の停止や、老朽管に起因する事故等の発生も考えられます。老朽化施設の効率的な施設機能の適正な維持・更新ができるようストックマネジメント計画を策定しました。この計画を基に建設改良費を起債や償還金等バランスを考慮しながら一定年度に突出した支出とならないよう留意します。

### ※ストックマネジメント

持続的な事業の実現を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

### ・下水道事業の経営基盤強化

適正な経営管理を行っていくために資産の調査・評価を実施し、平成31年度から地方公営企業法全部適用を予定しています。公共下水道事業の資産、負債、経営状況等を議会や住民に明らかにし、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ることにより、経営基盤の強化に努めます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本市の公共下水道事業における投資計画では、未普及地区解消に向けた新設投資及び既存施設の更新投資を計画しています。未普及地区解消に向けては青柳・小竹地区に管渠を延伸していき、汚水処理水洗化率の向上を目指します。既存施設の更新投資としては下水道施設の機能維持による安定的な処理を行うため、供用開始から40年が経過しようとしており老朽化が進む古賀水再生センターの処理施設、及び機械・電気設備の更新投資、並びに、管渠・マンホールポンプの更新投資等を盛り込んでいます。なお、今後は下水道施設のストックマネジメント計画を基に、下水道施設の状況を把握しその結果を反映した修繕及び改良・更新計画の見直しを行っていき経営の健全化を図ります。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本市の人口については少子高齢化が進んではいないものの、緩やかな増加にあります。一方で有収水量については、各家庭・工場・事務所等での節水意識の向上と節水型の水洗機器類の増加のため使用水量と共に減少していくと予想されます。このような状況を踏まえ、下水道使用料については、平成29年度に上下水道経営等審議会を開催し、適正な使用料について検討を行い、平成30年10月1日から7.7%増額となる料金改定を実施します。なお、平成31年度の消費税10%への増税のほか自然増は見込んでおりません。ただし、平成31年度からは未普及地区であった青柳・小竹地区について管渠の整備が進み、順次接続されると見込んでおります。国庫補助事業については、建設改良事業に連動して推計しています。国庫補助率は50%で残額は地方債で見込んでいます。繰入金については、国が定める公営企業繰出基準の原則に従って推計しております。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、原則として過年度における実績に基づき、推計しています。ただし、青柳・小竹地区についての順次接続による使用料収入増加と同様に水洗化促進に係る費用や維持管理費の増加も見込んでいます。なお、消化ガス発電事業の検討を進めているところであり、その効果として発生汚泥量の減少や収入の増加等が期待されていますが、数量等不明確であるため収支計画には反映しておりません。検証が進み事業効果が明確になり次第、収支計画の見直しを行います。



**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化や共同化は、近隣自治体との連携が必要となるものであり、また、それぞれの地域の実情に合わせて進めていく必要があります。そのため、取り組みが可能な業務、範囲等について、他の先進事例を参考に検討していきます。
投資の平準化に関する事項	平成29年度にストックマネジメント計画を策定しておりますので、その計画に基づき計画的かつ効率的な改築・更新を実施し、経営の健全化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他の先進事例を参考に検討していきます。
その他の取組	

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	平成29年度に上下水道事業経営等審議会を開催し使用料の見直しを行い、平成30年10月より増額改定いたします。今後も、本市の人口の推移や下水道施設の更新・老朽化対策を見据えた経営状況を分析することで、使用料の適正化を図ります。
資産活用による収入増加の取組について	他の先進事例を参考に、本市の実態に即した資産活用による収入増加手法について検討していきます。
その他の取組	建設改良事業の実施に当たっては、補助事業の活用や地方債の発行により、適正な財源確保を行います。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他の先進事例を参考に、包括的民間委託等の民間委託について検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託や水道課との組織統合等を検討しながら、組織の効率化と経費の節減を図ります。
動力費に関する事項	処理場・マンホールポンプ等各施設、設備の効率的な運転管理を行い、更新時期には省エネルギー機器の導入を図りながら経費の節減を図ります。
薬品費に関する事項	経費節減のため入札による単価契約を実施しているところですが、より安価かつ高度な性能を有した薬品がないか模索していきます。
修繕費に関する事項	下水道施設の老朽化が進み、機械・部品等の修繕を要する施設・設備が多数ありますが、処理機能が停止することがないように、また、単年度の突出した費用計上が生じないように、ストックマネジメント計画を基に計画的な修繕を行います。
委託費に関する事項	他の事業と合わせて委託できるものはないか、また、包括的に民間委託できるものはないか等検討しながら、事務の効率化と経費の節減を図ります。
その他の取組	

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、経営比較分析表等を用いて進捗管理(モニタリング)を行い、3~5年ごとにストックマネジメント計画や事業計画の変更等を踏まえた見直しを行います。計画と実績の乖離が著しい場合には実情を踏まえながら、投資・財政計画を再検証し、経営の健全化や経営基盤の強化に努めます。
---------------------	---

収支計画(※)

区分	年度	(単位:千円,%)															
		28年度 (決算)	29年度 (決算見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度				
収益的収入	1 総収益	1,329,736	1,337,885	1,398,726	1,427,882	1,424,564	1,427,882	1,435,369	1,447,646	1,452,049	1,456,108	1,454,190	1,468,861				
	(1) 営業収益	1,029,042	1,034,065	1,079,531	1,131,866	1,131,044	1,131,455	1,142,054	1,151,116	1,155,488	1,159,552	1,160,939	1,172,299				
収益的支出	イ 受託工事収益	855,250	851,382	901,764	952,140	952,140	962,945	971,904	976,307	980,366	981,766	993,119					
	ウ その他	(173,792)	(180,371)	(177,081)	(178,726)	(177,904)	(178,315)	(178,109)	(178,212)	(178,161)	(178,186)	(178,173)	(178,180)				
収益的収入	(2) 営業外収益	300,694	303,820	319,195	296,016	293,520	293,315	296,530	296,530	296,530	296,556	293,251	296,562				
	イ その他	2,128	744	62,632	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000				
収益的支出	(1) 総費用	698,257	685,432	738,188	738,276	752,379	756,156	795,672	807,153	801,657	804,969	798,933	794,585				
	(2) 営業外費用	443,014	441,418	494,793	531,220	556,700	568,180	612,282	626,103	623,256	629,032	626,080	626,336				
収益的支出	ア 職員給与	34,663	44,412	44,161	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000				
	イ その他	408,351	397,006	450,632	486,220	511,700	523,180	567,282	581,103	578,256	584,032	581,080	581,336				
資本的収入	(2) 営業外収入	255,243	244,014	243,395	207,056	195,679	187,976	183,390	181,050	178,401	175,937	172,853	168,249				
	ア 支払利息	233,788	215,232	202,512	187,056	175,679	167,976	163,390	161,050	158,401	155,937	152,853	148,249				
資本的収入	イ その他	21,455	28,782	40,883	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000				
	3 収支差引	631,479	652,453	660,538	689,606	672,185	671,726	639,697	640,493	650,392	651,139	655,257	674,276				
資本的収入	(1) 地価	426,413	646,618	627,607	880,358	1,028,763	1,052,928	1,116,447	936,546	916,549	879,438	742,718	757,900				
	(2) 他会計補助	290,700	384,700	447,200	582,200	690,800	753,100	773,800	661,900	667,300	646,900	563,800	582,300				
資本的収入	(3) 他会計借入金	59,821	57,410	54,918	56,258	59,576	56,258	59,576	56,258	56,258	56,258	59,576	56,258				
	(4) 固定資産売却代金																
資本的収入	(5) 国(都道府県)補助金	66,417	188,066	120,000	240,900	217,100	204,750	265,350	198,500	188,500	173,500	118,500	118,500				
	(6) 工事負担金	9,475	16,442	5,489	1,000	61,287	38,820	17,721	19,888	4,491	2,780	842	842				
資本的収入	(7) その他																
	2 資本的支出	1,036,790	1,362,381	1,298,145	1,584,965	1,720,754	1,719,727	1,777,195	1,562,252	1,529,829	1,513,847	1,398,478	1,422,362				
資本的支出	(1) 建設費	275,998	561,676	491,189	771,374	902,923	932,400	1,016,700	826,800	802,300	765,800	625,800	644,300				
	(2) 地方債償還	26,551	33,886	35,434	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000				
資本的支出	(3) 地方債長期借入金返還	760,792	800,705	806,956	813,591	817,831	787,327	760,495	735,452	727,529	748,047	772,678	778,062				
	(4) 他会計への繰出金																
資本的支出	(5) その他																
	3 収支差引	△ 610,377	△ 715,763	△ 670,538	△ 704,607	△ 691,991	△ 666,799	△ 660,748	△ 625,706	△ 613,280	△ 634,409	△ 655,760	△ 664,462				

収支計画(※)

区分	年度											
	28年度 (決算)	29年度 (決算見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収支再差引	(J) 21,102	△ 63,310	△ 10,000	△ 15,001	△ 19,806	4,927	△ 21,051	14,787	37,112	16,730	△ 503	9,814
積立金	(K)		10,000									
前年度からの繰越金	(L) 13,198	34,300										
前年度繰上充用金	(M)											
形式収支	(N) 34,300	△ 29,010	0	△ 15,001	△ 19,806	4,927	△ 21,051	14,787	37,112	16,730	△ 503	9,814
翌年度へ繰り越すべき財源	(O) 25,948											
実質収支	(P) 8,352		0			4,927		14,787	37,112	16,730		9,814
(N)-(O)		△ 29,010	0	△ 15,001	△ 19,806		△ 21,051				△ 503	
赤字比率	(Q)											
	(O) / (B)-(C) × 100											
収益的収支比率	(R)	91	90	91	92	93	92	94	95	94	93	93
	(A) / (D)+(H) × 100											
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額	(R)											
営業収益 - 受託工事収益	(S) 1,029,042	1,031,753	1,078,845	1,130,866	1,130,044	1,130,455	1,141,054	1,150,116	1,154,468	1,158,552	1,159,939	1,171,299
地方財政法による資金不足の比率	(T)											
	((R)/(S) × 100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足の比率	(U)											
	(U) / (V) × 100											
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率	(W)											
	((T)/(V) × 100)											
他会計借入金残高	(W)											
地方債借入金残高	(X)	11,138,115	10,722,110	10,362,354	10,130,963	9,969,705	9,983,010	9,909,458	9,849,229	9,748,082	9,539,204	9,343,442
他会計繰入金	(X)											

(単位:千円, %)

○他会計繰入金

区分	年度											
	28年度 (決算)	29年度 (決算見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分	298,566	303,076	256,563	295,016	292,520	295,427	292,315	295,530	295,582	295,556	292,251	295,562
うち基準内繰入金	298,566	303,076	256,563	295,016	292,520	295,427	292,315	295,530	295,582	295,556	292,251	295,562
うち基準外繰入金												
資本的収支分	59,821	57,410	54,918	56,258	59,576	56,258	59,576	56,258	56,258	56,258	59,576	56,258
うち基準内繰入金	59,821	57,410	54,918	56,258	59,576	56,258	59,576	56,258	56,258	56,258	59,576	56,258
うち基準外繰入金												
合計	358,387	360,486	311,481	351,274	352,096	351,685	351,891	351,788	351,839	351,814	351,827	351,820

(単位:千円)

(※)平成30年度地方債同業等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財管第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。